



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第22号：特集・第3回大会
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1989, 22, p. 1-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78832
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第22号

1989年10月1日

吐魯番出土文物研究会

特集・第3回大会

昨年に引き続き、本年も第3回大会を8月に開催致しました（本誌第18号、参照）。本号には、日程その他の活動記録と発表要旨を掲載します。

■活動記録

期 間：1989年8月24日（木）～26日（土）

会 場：京都堀川会館

参加者：荒川正晴（早稲田大学第二文学部）

片山章雄（東海大学文学部）

白須淨眞（広島県立廿日市西高等学校）

關尾史郎（新潟大学人文学部）

町田隆吉（東京学芸大学附属高等学校 以上、本会会員）

*なお本年は、上記の会員のほかに、伊藤敏雄（大阪教育大学教育学部）、北村 高（龍谷大学文学部）の両氏が一部の日程に参加されました。

■発表要旨

■荒川正晴「スタイン将来長行馬関係文書の検討—Ast. III. 3. 07-08, 037, 09-010. の分析を中心にして—」

今回の発表では、スタイン将来の阿斯塔那3区3号墓(Ast. III. 3.)出土の07-08, 037号文書の分析を中心検討を進めた(09-010号文書については、別の機会に譲ることとした)。

本文書は、09-010号文書同様、前後を欠きながらも比較的まとまった内容を有し、H. マスベロを始め、既に先行するいくつかの論稿で検討が加えられている。とりわけ拙稿（「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」（『東洋学報』第70巻第3・4号、1989年））で指摘したように、孔祥星氏はこれを長行群の文書と予想されている。ただし、孔氏は問題とされていないが、既に藤枝晃氏は、これが長行坊の台帳ではない様に思われる節もあるとされ、これを長行馬に関する文書とすることに対して疑問を投げかけておられる。また王冀青氏は、こうした観点とは全く別個に、一貫してこの文書を伝駅馬関係のものとして検討されている。

これらの先学の見解は、これを改めて長行馬研究の史料として活用しようとする筆者にとってゆるがせにできないものであり、改めてこの文書の分析を深めてゆく必要がある。

先ず阿斯塔那3区3号墓の伴出文書には、鞋などに二次利用される時に見られる縫目の痕のある、かなり断片的に剪裁されている一群（これをA群とする）と、截断されながらも天地など原形をある程度保持しながら二次利用され（例えば、紙棺・紙衾等に利用）、比較的まとまった形で残存している文書の一群（これをB群とする）とがあることが知られる。A群は、いずれも天寶二（743）

年、もしくは天寶の紀年を有するものであり、それに対し、B群はすべて開元十（722）年の紀年をもっている。内容的にA群は、直接に接合しないにせよ、倉史汎忠敏をめぐる州倉？物横領の嫌疑取調べに関する一連の牒案と見られ、それに対してB群は、すべて長行馬関係の牒文や帳簿？の類であることが確認できる。このことから、本墳墓からの出土文書は、それぞれ内容的に連関する二つの文書群を主体とする可能性が高い。そこで、以上の観点に立脚し、3区3号墓よりの伴出文書全体にわたって分類を試みてみると、H. マスペロによって紹介されなかった文書（017-021, 023-029, 031, 035, 038- 040）がはさまれてはいるものの、ほぼ 014-033までにA群の文書が、06-010及び 034-041に分かれてB群の文書が整理されていることが認められる。このことからすれば、ここに検討の対象とする07-08, 037文書は、B群に属する可能性の高いことが知られる。

内容の分析からも、ここに登載されている馬は、長行馬を中心としていることがうかがえ、さらに登録形式や馬の所属地の検討、及び伴出の06号文書との関係などから、これら馬群は蒲昌県（長行）坊所属の長行馬を主体とした群牧（蒲昌群）を示したものと考えた。同時に、蒲昌群とすれば、何故に本文書がア斯塔那の墳墓に埋葬されたのかという疑問点についても、その理由を検討・討議した。特にこの見解に従えば、Ast. III. 3. 09-010. も、同様に、蒲昌県での運用の可能性が高いということになろう。このことは、必然的に県レベルで長行坊が機能していたという結論を導き出すこととなる。この点は、長行坊の機構全体の再検討とともに、改めて専論したい。

■片山章雄「七世紀初頭の鉄勒・西突厥と高昌国」

七世紀初頭の高昌国、特にその政治史上の問題を検討するためには、当時の北方の遊牧勢力であった鉄勒と西突厥の情勢を考えねばならない。呉震氏によって八代目の麹伯雅が義和年間（614-619）に失国したとされた（文物1981-1）が、その期間は、西突厥第四代射匱可汗の統治期後半に当たり、また619年は統葉護可汗の即位年でもあった。

報告では、隋書・旧唐書・資治通鑑・唐会要・冊府元龜等から、九代目麹文泰の即位年の確定にもなお問題があること、溯って六代目麹宝茂の時代以降高昌国関係史料にイルテベル（希利發）号が散見するが、599年及び600年の大品般若經跋文に見える麹乾固に冠された例と、最近新疆維吾爾自治区博物館・森安孝夫・吉田豊氏により公表された文泰の延壽一六（639）年のソグド語文書（69TAM135:1, 『内陸アジア言語の研究』IV）に見える同称号を考え合わせ、歴代高昌王と突厥ないし西突厥の称号関係を一貫して考えるべきか否かということ、さらに侯燦氏が整理した出土墓表（文史22）のうち、No. 102-105に見える重光元（620）年二月の廿二日、廿八日（各二点）を、義和の政変や間接的に北方勢力との関係を背景として考えられるか否か（北條祐英氏の着眼による）、これらのことを見ると問題とした。統一的・全面的理解のためには、今後の検討が必要であると思われる。

■白須淨眞「唐代敦煌の城主と吐魯番の城主」

吐魯番出土文書の中に唐代の「城主」に関連する文書が見られるが、その限られた文書からただちに「城主」の制度及びその性格を明確にしようとは困難性をともなう。というのは、個々の文書の特殊性に拘泥すれば「城主」の多様な理解を肯定せざるをえず、一方それを統合的に掌握しようとすれば整合を欠く理解に留まらざるをえないからである。吐魯番出土文書の研究が急速に進展しつつあるなかにあって、多様な見解が各氏の専論や論考の随所に散見するのはそのためである。ここに試みようとするのは、従来研究の及ばなかったアスター古墳群出土の神功二載（698）范羔墓誌の「武城城の前城主」と、研究蓄積の多い敦煌出土の天寶差科簿（c750）の「寿昌城主」を相互に比較して、両者の社会的ステータスを明らかにし、唐代の「城主」がどのような社会的地位を持った存在

であったかを明確にすることである。つまり同時代の同一地域で用いられた「城主」に多様な存在を安易に容認するに先立って、どのような社会的地位を保有すれば「城主」たりえたのか、まずその「城主」の前提条件を確認したいと思うからである。したがって吐魯番出土文書に見える「城主」についての言及は次の段階ということになる。

(1) 天寶差科簿に見える「寿昌城主」は、官人身分層の下に位置する中下戸以降下下戸に至る庶民青年男子の差科簿の記載（池田温氏の説）であるから、この差科簿に記載される「城主」が、庶民青年男子が担当する公務の一端であったことは動かない。この点を看過しあるいは無視して「城主」のステータスを考えることはできない。

(2) この「寿昌城主」の戸は、それが所属する寿昌郷にあっても、敦煌郡敦煌県にあっても有数の多丁戸であり、その構成員の総てが上柱国あるいは上柱国子であり、さらにその構成員は郷里の人々を指図する側の差科を担当する寿昌郷隨一の富強の戸であった。したがって「城主」は、庶民層の富強の戸が担当した差科ということになる。

(3) 范羔墓誌に見える「武城城の前城主」は、それが墓誌に記載されていたように墳墓を築造し墓誌を遺しうる経済力を保持していた人が就任していたものであった。范羔は、吐魯番古墳群出土の他の墓誌と古墳自体の構造と規模との比較から、新興の富強庶民層に属することはほぼ動かない。つまり、この「城主」もまた庶民層の富強の戸が担当していたことになる。

したがって以上の結果、「城主」を唐代ではなく高昌国時代に当たり、たとえ唐代であっても西域諸国の影響を受けた特殊な官と見るのは誤りであり、あくまで富強庶民が担当した差科としての認識に立ち（つまり「城主」は富強庶民が担当する程度のステータスをもつと位置付けて）、出土文書の「城主」を検討しなくてはならない、そのように結論づけてよかろう。

■關尾史郎「「田畠作人文書」小考－トゥルファン出土高昌國身分制関係文書研究序説－」

元号と干支を併記することによって紀年を表記するのが一般的だった麹氏高昌国時代の文字資料のなかで、きわめて例外的に干支だけで紀年を表記したものとして條記文書があることは既に指摘したところだが、正確に言えばもう一点、「田畠作人文書」がある。この文書はわずか二点、しかもともに六二七年のものだが、紀年の表記方法という様式上の類似性は、この文書と條記文書との機能上における類似性を示唆していると思う。したがってこの文書に対する古文書学的な分析は、條記文書の性格や機能を考察する際にも手がかりを与えてくれよう。一方また作人なる語の意味する内容を統一的に解釈するためにも、この文書の正確な内容把握が不可欠である。なぜならば、朱雷氏は、この文書を根拠として、この時代作人が私的な隸属民のみならず、徭役労働に従事する一般民をも意味していたと理解しているからである。

先ず條記文書との類似性について検討していくと、紀年の表記方法以外にも多くの類似点を見い出すことができる。第一に、独立した文書としては、わずか二、三行のきわめて簡単な文書であるという形態上の類似性、第二に、項目が羅列されているだけで、文章としての完成度が著しく低いという様式上の類似性、そして第三に、いずれも條記文書と伴出しているという出土状況の類似性である。しかも田畠作人文書に見える人名は、條記文書の被交付者かもしくはその近親者なので、田畠作人文書も彼らに交付されたものと判断できる。

これらの類似性はつまるところ、田畠作人文書と條記文書の性格や機能上の類似性を示唆しているといえよう。つまりこの文書も官衙から民間、具体的には田畠作人や車牛の供出者に交付されたものであったと考えられるのである。おそらくは供出を証明するために交付されたのであろう。

ただしその記載事項や記載順序を丹念に比較すると、條記文書との違いもいくつか認められるので

あり、例えば交付の主体は長史や門下校郎クラスの威遠將軍であり、最高でも侍郎である條記文書と比べると、格段にランクの高い官である。「奏聞奉信」印が捺されている理由もそこにあると思われるが、このことは田畠作人をはじめ各種の作人や車牛の供出が不定期・不定量で行なわれ、一定の原則がなく、そのために上位の官人が関与する必要があったためではないだろうか。したがってまた、車牛の供出と使役は上奏案件だったのである、担当の官衙では作人の供出者を記録し、一定の期間を区切って上奏して国王の承認を求めるべきにならなかった。

さてそれではいかなる人々が田畠作人として供出されたのであろうか。結論から言えば、それは私的な隸属民である作人だったと考えられる。つまり担当の官衙は、作人や車牛について、その所有者とともに名籍に記載して掌握していた。この名籍こそ、供出を指示する際に基本的な資料としての役割を果たしたもので、無姓の作人がその所有者とともに列記されている。田畠作人文書は、所有する作人の供出を指示された者に対して交付された文書だったのである。たしかにこの文書には、田畠作人の語に続けて有姓者の氏名が記されているが、彼らはあくまでもその所有者であって、作人自身ではない。このことは田租の條記文書の、税目と税額の中間に納入者の氏名を記す様式を考えれば、容易に納得されるところである。

かかる理解を踏まえることにより、高昌国の身分制の全体像に迫ることがようやく可能になるのである。

*本発表については、その後、内陸アジア出土古文献研究会（一九八九年九月一六日 於 東洋文庫）において同題の発表を行なったところ、出席された方々から問題点を指摘されましたが、ここには、大会当日の論旨をそのまま掲げることにしました。

■町田隆吉「麹氏高昌国の使人について」

『吐魯番出土文書』に収録された麹氏高昌国時代の寺院・僧尼に関する文書の中には、使人とよばれる隸属民について記した二点の文書（「高昌乙酉・丙戌歲某寺條列月用斛斗帳歷」、「高昌崇保等寺院使人供奉客使文書」）が存在する。

これらから、使人は、寺院内もしくは僧尼個人の身辺にあって雜役に従事していたと推測されるが、これに対して、使人と同じく寺院・僧尼に隸属した作人の場合は、これらの所有する土地で、おもに農業生産に従事していたものと考えられる。また、使人・作人いずれも、寺院に隸属するものと僧尼に隸属するものとに大別されるが、とりわけ使人は、客館での賓客の供應・接待に使役される際の官文書の中で、寺院名もしくは僧名を冠した形式で記載されていることから、おそらくは寺院・僧（尼）に代って国家に対する徭役を負担していたものと思われる。したがって、同じ隸属民とはいえ、一方で資産を持ち、国家に対して自ら税役を負担していた作人に比べて、使人の主人に対する隸属度は、より強かったものと考えられる。

なお、当時、中原において重視されていた仏教の戒律（『十誦律』・『僧祇律』）によれば、僧尼個人が隸属民を所有することは認められておらず、このことから戒律に対する高昌仏教の緩やかな対応が看取される。くわえて、このような寺院・僧尼による隸属民の所有や種々の経済活動は、高昌政権が、これらに対して俗人と大差のない税役を課す根拠となっていたものと考えられる。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)